

借換え申請書及び確認書

＜申込時の注意＞
記載前に裏面の内容を確認すること

私は、茂原市中小企業融資制度の以下の資金について、借換えをしたいので申請します。
なお、下記の記載事項については内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日
 法人名 代表者氏名

1.借換えしたい資金

資金名	市管理番号	残高	当初融資した金融機関からの借換え承諾 ※（取扱金融機関名及び長の氏名）
運転資金	第 － 号	円	金融機関名 印 長の氏名
運転資金	第 － 号	円	金融機関名 印 長の氏名
運転資金	第 － 号	円	金融機関名 印 長の氏名
運転資金	第 － 号	円	金融機関名 印 長の氏名

※ 他の金融機関からの資金を借換える場合は、上表右欄の「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名、長の氏名（代表者名または支店長名）及びその印をもらうこと。

2.借換え先の資金

資金名	融資期間	借入額
運転資金	ヶ月	円

※金融機関記入欄※

借換え後の将来の見通し（借換えの理由・妥当性及び将来の返済負担に対する状況等、具体的に記入すること）

借換え申請書及び確認書

【留意事項】

- (1)以下のいずれかに該当する者は、借換えをすることができない。
- ①更正、再生、破産、特別清算開始の申立てをしている者
 - ②手形又は小切手の不渡りを出してから6か月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者
 - ③支払不能でんさいがあつてから6か月以内に2回目の支払不能を起こし、でんさいの取引停止処分を受けた者
 - ④手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6か月を経過していない者
 - ⑤株式会社全銀電子債権ネットワークで第1回目の支払不能が発生してから、6か月を経過していない者
 - ⑥申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が発送されている者
 - ⑦廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者
- (2)茂原市中小企業融資制度の運転資金以外の資金を借換えることはできない。
- (3)茂原市中小企業融資制度の運転資金からの借換えであっても、以下の場合は借換えをすることができない。
- ①融資期間の延長を行っているものの借換え
 - ②据置期間中の借換え
- (4)借換えにあたり、以下の制限等があるので注意すること。
- ①借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることができる。
 - ②借換え先金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金を借り換える場合にあっては、
事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機関の承諾を要する。

(表面の「1.借換えしたい資金」の表の右欄「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名、

長の氏名（代表者名又は支店長名）及び印をもらうこと。)
- ※借換え前の資金の返済と借換え後の資金の融資について、同時履行とすること。

【金融機関使用欄】

本申請書について申込者の意思に基づき正しく記載されていることを、以下のとおり確認しました。

1 確認年月日・時刻

年	月	日	時	分
---	---	---	---	---

2 確認方法

電話 ・ 来店面談 ・ 訪問面談 ・ その他（ ）

3 金融機関名・支店名・確認者氏名

金融機関名	支店名	確認者氏名

(注) 同一金融機関での借換えの場合のみ、以上の金融機関使用欄を用いることができます。
他行からの借換えの場合は、表面の「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に
記名・捺印を必須とします。